

M&I 生活設計と資産運用

遺産分け

想定外の法定相続人が発覚

50歳の会社員Aさんは、先だって亡くなった父の戸籍を調べていて驚いた。父には、母と結婚する前に認知していた子供がいたからだ。Aさんにとって異母兄にあたるBさん(63)の存在は寝耳に水。父が残した公正証書遺言には財産すべてをAさんに引き継がせると書かれていた。法定相続人にあたるBさんには連絡すべきだろうか。

預金の引き出しや不動産の名義変更など、相続の手続きをする際には原則、亡くなった人の出生時から戸籍が必要になります。戸籍は1994年以降の電子化に伴い新しく作成されています。それ以前の子供の認知については戸籍謄本に

は記載されていません。

本籍地の移転などでもこうした「過去」は謄本に出てこなくなります。「改製原戸籍」「除籍」といった古い戸籍を取り寄せてみて初めて、想定外の法定相続人が見つかることは少なくありません。

Aさんの亡父は遺言を公正証書遺言とよばれる公文書の形にして残していました。戸籍と合わせれば、Aさんは異母兄のBさんに知られることなく相続手続きを進めることが可能です。

亡父は、Aさんが円滑に全財産を引き継げるようにわざわざ公正証書遺言を作ったと推測されます。相続に詳しい弁護士の小堀球美子さんはこの事例について、「あえてBさんには連絡しないほうがいい」と助

連絡しない方がよい場合も

想定外の法定相続人Bさんが見つかったら・・・

公正証書遺言がある場合

- ◎ Bさんに知らせずに相続手続きが可能
- ◎ 相続発生から10年間は遺留分を請求される可能性

自筆証書遺言がある場合

- ◎ 家庭裁判所が遺言の検認をBさんに通知
- ◎ 検認手続きから1年間は遺留分を請求される可能性

遺言がない場合

- ◎ Bさんに連絡して遺産分割協議をしなければ、相続手続きができない

言します。

仮に遺言が公正証書ではなく自筆で書かれていたとすると、封を開けずに家庭裁判所に持参して「検認」の手続きを申し立てなければなりません。家裁は戸籍に基づいて各法定相続人に通知しますから、Bさんも父の死を知るはずで、亡くなった人の子供は遺

言の内容にかかわらず「遺留分」という最低限の割合を受け取る権利が認められています。この事例で法定相続人はAさんとBさんの2人。この場合、Bさんは遺産の4分の1を相続する権利があります。全財産をAさんに渡すとしている遺言の通りには相続ができない可能性があります。

遺留分を請求する権利は10年間続きます。Aさんが公正証書遺言に基づいてBさんに知られず相続を完了したとしても、10年の間にBさんが相続の発生を知ることもあるでしょう。知った時点から1年以内であれば遺留分を請求する訴訟を起すことができます。

訴訟では「遺留分の権利を乱用している」と主張できるような事情がなければ請求が認められます。小堀弁護士によると、「過去に父を虐待していたといった極端な事情がなければ乱用にはならない」ということです。

もっとも、何十年も音信不通で暮らしてきたような子供がみな遺留分を請求するとは限りません。仮に公正証書遺言がなく、Aさんから連絡したとしても、「半分くらいの確率で相続を放棄するのが実態」と小堀弁護士は話しています。